

SBI 新生銀行電子契約サービス 利用規程
(2023年1月4日現在)

株式会社 SBI 新生銀行

SBI 新生銀行電子契約サービス利用規程（以下、「本規程」といいます）は、株式会社 SBI 新生銀行（以下、「当行」といいます）が提供する電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます）をお客さまが利用する際のお客さまと当行との間の利用に関する事項を定めたものです。

本サービスとは、当行が本サービスの利用を認めた法人のお客さままたは個人のお客さま（両者を総称してまたは個別に、以下、「契約者」といいます）が、株式会社 N X ワンビシアーカイブズが提供する電子契約サービス WAN-Sign（以下、「電子契約システム」といいます）を介した電子署名（以下、「本件電子署名」といいます）により、当行所定の取引にかかる契約締結等（以下、「本件電子契約」といいます）を行うことができるサービスです。契約者は、常に最新の本規程を遵守のうえ本サービスを利用するものとします。

第1条 （本サービスの利用申込）

- (1) 本サービスの利用は、本規程の内容を承諾し、当行所定の申込方法により申込みするものとします。
- (2) 前項の申込みに際し、次の各号に定める事項を当行に届け出ていただきます。
 - ① 本サービスの利用対象とする取引の範囲
 - ② 契約者が法人のお客さまの場合には、本件電子署名を行うことができる権限を有する者（本号により届け出られた者を以下、「署名権限者（法人）」といいます）の部署名、役職名、氏名および電子メールアドレス（本号に基づき届け出た電子メールアドレスを以下、「届出電子メールアドレス（法人）」といいます）、ならびに当該署名権限者（法人）に付与する権限の範囲
 - ③ 契約者が個人のお客さまの場合には、本人（本号により届け出られた者を以下、「署名権限者（個人）」といい、「署名権限者（法人）」と併せて以下「署名権限者」といいます）の氏名および電子メールアドレス（本号に基づき届け出た電子メールアドレスを以下、「届出電子メールアドレス（個人）」といい、「届出電子メールアドレス（法人）」と併せて以下「届出電子メールアドレス」といいます）。なお、契約者が個人のお客さまの場合、契約者と署名権限者（個人）は同一人物であることを要するものとします。
 - ④ その他当行所定の届出事項
- (3) 届出電子メールアドレス（法人）は、契約者のドメインネームを用いたもので

あることおよび当行所定の要件を充足するものであることを要します。また、届出電子メールアドレス（個人）は契約者本人であることが電子メールアドレスから判別できるものであることまたは当行所定の要件を充足するものであることを要します。

- (4) 当行は、本サービスの利用の申込みを承諾する場合は、当行所定の手続をとるものとし、当該手続の完了をもって本サービスの利用契約の効力が発生するものとし、なお、当行は、本サービスの利用の申込みを承諾しない場合がありますが、その理由については一切開示しません。また、当行は本サービスの利用の申込みを承諾した場合であっても、第2項各号の事項にかかる申込みを承諾する義務を負いません。

第2条 （一次配信者の指定）

契約者が法人のお客さまの場合には、契約者は、署名権限者（法人）に代わって当該署名権限者（法人）宛ての署名依頼メール（第4条第1項に定義します）を受信する者（以下、「一次配信者」といいます）を指定することができます。その場合には、当行が認める手段により、一次配信者の部署名、役職名、氏名および電子メールアドレスその他当行所定の届出事項を当行に通知するものとし、一次配信者の電子メールアドレスは、前条第3項の要件を充足するものであることを要します。なお、本規程において「一次配信者」に関する条項が適用されるのは、契約者が法人のお客さまの場合であって、かつ、本条に従って一次配信者が指定されている場合に限られるものとし、

第3条 （本サービス利用環境）

- (1) 契約者、署名権限者および一次配信者は、本サービスを利用する場合、インターネットに接続されている等の当行所定の環境を備えた端末または当行所定の方法を用いて行うものとし、
- (2) 契約者、署名権限者および一次配信者が使用する端末、ソフトウェア等によっては、本サービスを利用することができない場合があります。契約者は、本サービスに適用する端末およびソフトウェア等を自己の責任において準備・管理等を行うとともに、付帯する一切の費用を負担するものとし、当行はこれについて、一切の責任を負いません。
- (3) 本サービスの利用時間は別途当行が定めた時間内とします。なお、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。
- (4) 本サービスの利用については、本規程に定めるほか、当行所定のマニュアル等に定めるものとし、

第4条 (電子契約の手続)

- (1) 本件電子契約の実行にあたっては、電子契約システムより、署名権限者（当該本件電子契約の対象となる取引にかかる権限を有するとして当行に届出がなされた者に限ります。以下、本条および次条において同じ）の届出電子メールアドレス宛てに本件電子署名を依頼する電子メール（以下、「署名依頼メール」といいます）が送信されます。
- (2) 前項の定めにかかわらず、契約者が当該本件電子契約の対象となる取引に関して一次配信者を指定している場合には、前項の署名依頼メールに先立ち、電子契約システムより、当該一次配信者の通知済み電子メールアドレス宛てに署名依頼メールが送信されます。一次配信者は受領した署名依頼メール記載の情報および別途当行より受領するアクセスコードにより電子契約システムにアクセスし、署名権限者（法人）の氏名および届出電子メールアドレス（法人）を入力して署名者変更手続を行うことを要します。署名者変更手続が完了した時点で、改めて当該署名権限者（法人）の届出電子メールアドレス（法人）宛てに署名依頼メールが送信されます。
- (3) 契約者は、署名権限者をして、当該契約者本人または当該署名権限者（法人）の届出電子メールアドレス宛ての署名依頼メールに記載された情報および別途当行より受領するアクセスコードにより（当行が求めた場合には、署名権限者（法人）の本人確認書類の添付が必要となる場合があります。）、電子契約システムにアクセスさせ、取引の内容に誤りがないことを確認したうえで所定の方法で本件電子署名させることにより、本件電子契約にかかる意思表示を行います。
- (4) 契約者は、第1条第2項第1号により本サービスの利用対象として届け出た取引であっても、当行が求めた場合には、書面により契約締結等を行う場合があること、その場合、書面の内容によっては追加で印紙税等の費用負担が生じることにつき予め承します。これにより生じた損害、費用等につき、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- (5) 当行は、契約者による本件電子契約にかかる意思表示に対し、これを承諾することができるかと判断した場合には、当行所定の方法により本件電子契約の受付処理を行います。
- (6) 本件電子契約は、契約者による本件電子署名を含む必要な電子署名が完了し、当行による本件電子契約の受付処理が全て完了した時点で成立するものとします。当該受付処理が完了した時点で、電子契約システムから署名権限者の届出電子メールアドレス宛てにその旨の電子メールが送信されます。本件電子契約の発効は、各本件電子契約が定める条件に従うものとします。契約者は、当行所定の期間内に、電子契約システムにアクセスし、成立した本件電子契約にか

かるファイル（以下、「契約情報」といいます）をダウンロードするものとします。

- (7) 契約者と当行との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保有する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。
- (8) 本件電子契約に訂正、取下げ、取消などが発生した場合は、所定の手続に従うものとします。

第5条 （本人の意思に基づく取引）

- (1) 署名権限者の届出電子メールアドレス宛ての署名依頼メールに記載された情報を用いてなされた本サービスの利用は、当該署名権限者の意思によるものとみなします。
- (2) 署名権限者がその意思により本サービスを利用して本件電子署名を行った場合、当該本件電子署名は、契約者の意思によるものとみなします。
- (3) 契約者は、署名権限者および一次配信者に対して、本規程において企図されている権限が付与されていることについて表明し、かつ保証します。

第6条 （セキュリティ対策）

契約者は、契約者本人、署名権限者および一次配信者が利用するコンピュータ等の端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

第7条 （禁止事項）

- (1) 契約者は、本サービスの利用にあたり、本規程に定める事項を遵守する他、次の行為を行わないものとします。また契約者は署名権限者および一次配信者にも本規程に定める事項を遵守させる他、次の行為をさせないものとします。
 - ① 本サービスを利用する際、虚偽の内容を送信・登録する行為
 - ② 本サービスより入手した情報を転用または改ざんする行為
 - ③ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書込む行為
 - ④ 本サービスに関する当行またはその権利者の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為
 - ⑤ 当行、他のお客さま、または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害する恐れのある行為
 - ⑥ 当行、他のお客さま、または、第三者に不利益または損害を与える行為、または不利益を与える可能性のある行為
 - ⑦ 本サービスの運営を妨げる行為またはその恐れのある行為
 - ⑧ 法令または公序良俗に違反する行為
 - ⑨ その他、当行が不適切と判断する行為

- (2) 前項各号に該当する行為または契約者の責めに帰すべき事由により、当行に直接的または間接的に損害を与えた場合には、契約者は当行が被った損害を賠償する責任を負うものとします。また、契約者がかかる行為または事由により、第三者に直接的または間接的に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (3) 当行は、契約者、署名権限者または一次配信者が第1項各号に該当する行為をした場合には、事前に通知なく、本サービスの全部または一部の利用を制限し、または利用停止することができるものとします。

第8条 (免責事項)

- (1) 次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能・取扱の遅延等により生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
 - ① 天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき
 - ② 通信機器およびコンピュータ等に障害が生じたとき
 - ③ 相当な安全措置を講じたにもかかわらず、電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等の障害が生じたときの不通もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害等が生じたとき
 - ④ 技術上もしくは運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると客観的に判断される場合
 - ⑤ その他、当行の責めに帰すべからざる事由
- (2) 契約者本人、署名権限者および一次配信者に係る情報（メールアドレスにアクセスするためのパスワードおよび電子契約システムへのアクセスに必要な情報を含みますが、これらに限られません）ならびにアクセスコードは、契約者の責任で適切に管理するものとし、これら情報の漏えい、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません
- (3) 法令等の定めに基づき、または監督官庁、裁判所その他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会、認定投資者保護団体、その他の自主規制団体を含む。）もしくは監査法人から前項の情報の開示要請を受けた場合、当行は契約者の承諾なくして、当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (4) 本サービスを利用したことによる損害は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当行の責めに帰す

べき事由がある場合の損害賠償責任は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

第9条 (届出事項の変更等)

- (1) 届出事項を変更する場合、契約者は直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。
- (2) 契約者は、契約者本人、署名権限者または一次配信者に以下の事由が生じた場合には、当行所定の手続により直ちにその旨を当行に届け出るものとします。
 - ① 相続の開始があった場合（契約者が法人のお客さまの場合に限ります。）
 - ② 破産手続開始の決定を受けた場合
 - ③ 後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けた場合
 - ④ 前各号に定めるほか、その権限に変動があった場合
- (3) 契約者は、署名権限者（法人）または一次配信者を変更する場合は、当行所定の手続によりその旨を当行に届け出るものとします。
- (4) 届出事項の変更は、当行所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。
- (5) 契約者が個人のお客さまの場合において、当該契約者について相続が開始した場合は、契約者の地位を承継した者は当行所定の手続により直ちにその旨を当行に届け出るものとします。

第10条 (解約等)

- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。なお、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- (2) 前項の解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。なお、前項の通知後、解約手続完了までに生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (3) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始その他倒産処理に関する国内外の法令（今後施行されるものを含む。）に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合
 - ② 契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合

- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - ④ 前3号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
 - ⑤ 解散その他営業活動を休止した場合
 - ⑥ 契約者が個人のお客さまの場合において契約者について相続の開始があった場合
 - ⑦ 本規程に定める届出（変更の届出を含みます）の記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
 - ⑧ 契約者、署名権限者または一次配信者が不正な取引を行ったと当行が判断した場合
 - ⑨ 契約者、署名権限者または一次配信者が法律、命令、処分、規制その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当する恐れがあると当行が判断した場合
 - ⑩ 本規程、銀行取引約定書その他契約者が当行との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
 - ⑪ 前号に定めほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合
- (4) 契約者に前項各号の事由が一つでも生じたときには、当行はいつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者へ通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者が予め届け出た住所へ発信したときに、本サービスの利用契約は解約されたものとします。
- (5) 本条の規定に基づく解約の効力発生前に本サービスを利用して締結した本件電子契約は、本サービスの利用契約の解約後も有効に存続するものとし、本規程は当該利用契約終了後も当該本件電子契約に関して有効に効力を維持するものとし、また、本サービスの利用契約が終了した場合には、その時まで処理が完了していない本件電子契約について、当行はその処理をする義務を負いません。当該利用契約終了に際し、当行は契約情報を交付しないものし、契約者は、自身で必要な契約情報を保管するものとします。
- (6) 本条の規定に基づく停止または解約により生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第11条 （反社会的勢力の排除）

- (1) 契約者は、契約者、署名権限者および一次配信者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（これらを以下、「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、

および次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者は、契約者、署名権限者および一次配信者が自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ③ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ④ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 契約者、署名権限者または一次配信者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれか一つにでも該当し、もしくは前項各号のいずれか一つにでも該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、このため当行にとって本サービスを継続することが不適切である場合には、当行は、契約者に対する請求により本サービスの利用契約を直ちに解除することができるものとします。この場合、かかる解除によって契約者、署名権限者または一次配信者に損害が生じた場合でも、当行は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また、当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

第12条（通知）

- (1) 本サービスに関連して契約者に通知をする場合には、あらかじめ契約者が当行に届け出た契約者の電子メールアドレス宛てて電子メールを送信する方法により行います。
- (2) 当行が前項に基づく電子メールアドレス宛てに通知、照会または確認を発信または発送した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 13 条（海外からの利用）

契約者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、または通信事情につき契約者自身の責任で事前に確認するものとします。外国の法律、制度または通信事情等により契約者が本サービスを利用したこと、または利用することができなかったことに伴い損害が生じたとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第 14 条（サービスおよび本規程の変更・停止・廃止）

- (1) 当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止することができます。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行に対する賠償請求は行わないものとします。
- (2) 当行は本サービスを変更する際には当行ウェブサイト上で変更内容および変更日時を予め告知するものとします。変更日時以降は、契約者の同意があったものとみなし、変更後の本サービスが適用されるものとします。
- (3) 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規程を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、当行は変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。なお、変更日以降は、変更後の内容に従っていただくものとします。

第 15 条（規定の準用）

本規程に定めがない事項については、当行所定の各関連規定により取り扱います。なお、本規程において定義のない用語で、上記関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

第 16 条（権利・義務の譲渡・質入の禁止）

契約者は、本規程上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第 17 条（秘密保持）

契約者は、本規程に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第 18 条（有効期間）

本サービスの利用契約の有効期間は申込日から 1 年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から更に 1 年間継続されるものとし、以降も同様とします。当該利用契約終了前に本サービスを利用して締結した本件電子契約は、当該利用契約終了後も有効に存続するものとし、本規程は当該利用契約終了後も当該本件電子契約に関して有効に効力を維持するものとし、また、当該利用契約終了までに処理が完了していない本件電子契約について、当行はその処理をする義務を負いません。当該利用契約終了に際し、当行は契約情報を交付しないものし、契約者は、自身で必要な契約情報を保管するものとし、

第 19 条（準拠法と管轄）

本規程および本規程に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規程に基づく諸取引に関して訴訟の必要性を生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 20 条（個人情報の取扱い）

- (1) 当行は、本サービスの利用のためまたはこれに付随してもしくは関連して契約者から取得する個人情報については、本サービスの提供、申込受付、継続的な取引における管理および機能向上のため、本サービスにおける契約者との取引を適切かつ円滑に履行するため、ならびに、当行「個人情報保護の基本方針」に定める利用目的のため、同基本方針に従い適切に取り扱うものとし、
- (2) 契約者は、個人情報の提供にあたり、事前に対象となる個人情報の本人の同意を得るものとし、本サービスの利用に際しては、かかる個人の同意が得られていることを表明し、保証します。
- (3) 当行は、提供のあった個人情報については、本人の同意を得た上で当行に提供されたものとして取り扱います。

以上

登録 No.11462 23.01